

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、避難所として利用できる適当な建物のない場合は、野外に仮設小屋を設置し、<u>又は天幕を設営して避難所とする。</u></p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、<u>次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</u></p> <p><u>（基本額）</u></p> <p><u>避難所設置費 1人1日当たり 320円</u></p> <p><u>（加算額）</u></p> <p><u>冬季（10月から3月まで）については、別に定める額を加算する。</u></p> <p>エ [略]</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、避難所として利用できる適当な建物のない場合は、野外に仮設小屋を設置し、<u>天幕を設営し、又はその他の適切な方法により避難所とする。</u></p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、<u>1人1日当たり320円以内とする。</u></p> <p><u>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該福祉避難所を設置した地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。</u></p> <p><u>オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康等に配慮して、ホテル、旅館等の宿泊施設を借り上げ、避難所として供与することができる。</u></p> <p>カ [略]</p>

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅の供与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに対して行う。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,660,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、イにかかわらず、別に定めるところによる。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与でき、かつ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の借上げを実施し、これらを供与することができる。

カ 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項により特定行政庁の許可を受けた期限内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

イ 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の経費として、5,516,000円以内とする。

ウ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の設置であっても戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。

オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項により特定行政庁の許可を受けた期限内とする。

キ 供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ク 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内の食品を現物により支給することができる。

(2) [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1人ごとに7,800円を53,000円に加算した額

域の実情に応じた額とする。

ケ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。

コ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、カに定める建設型仮設住宅を供与できる期間に準じるものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) [略]

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) [略]

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。この場合においては、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	[略]	円	円	円	円	円	5人を超える者1人ごとに7,800円を52,900円に加算した額

冬季	[略]	[略]	[略]	55,000	64,300	80,900	5人を超える者1 人ごとに11,000円 を80,900円に加算 した額
----	-----	-----	-----	--------	--------	--------	---

イ [略]

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。

(3) [略]

7 生業に必要な資金の貸与

(1)・(2) [略]

(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の範囲の額とする。

ア・イ [略]

(4)～(6) [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）
、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）
）に対して行う。

(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,300円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

(4) [略]

冬季	[略]	[略]	[略]	54,900	64,200	80,800	5人を超える者1 人ごとに11,000円 を80,800円に加算 した額
----	-----	-----	-----	--------	--------	--------	---

イ [略]

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。

(3) [略]

7 生業に必要な資金の貸与

(1)・(2) [略]

(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。

ア・イ [略]

(4)～(6) [略]

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）
、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）
）に対して行う。

(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,400円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

(4) [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。

(4) [略]

10・11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。

(3) [略]

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる費用は、次に掲げる場合に要する輸送費又は賃金職員等雇上費とする。

ア 被災者の避難

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とする。

(4) [略]

10・11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村ごとに障害物の除去を行った世帯の数に135,100円を乗じて得た額以内とする。

(3) [略]

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる費用は、次に掲げる場合に要する輸送費又は賃金職員等雇上費とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

14 救助事務費

(1) 救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）において発生した各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治

法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、当該国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額以内とする。

ア 3,000万円以下の金額 100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の金額 100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の金額 100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の金額 100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の金額 100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の金額 100分の5

キ 5億円を超える金額 100分の4

(3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1から13までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のために支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

別表第2（第14条関係）

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア～ウ [略]

エ 救急救命士 1人1日当たり 14,500円以内

オ [略]

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 24,900円以内

(2)・(3) [略]

2 [略]

別表第2（第14条関係）

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア～ウ [略]

エ 救急救命士 1人1日当たり 16,100円以内

オ [略]

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 25,700円以内

(2)・(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第1の3(3)ア、6(2)及び9(3)の規定を除く。）は、平成29年4月1日から適用する。